

入札監理小委員会における審議の結果報告 海外移住資料館の管理・運営業務

（独）国際協力機構の海外移住資料館の管理・運営業務については、平成 21 年 3 月から 3 年 1 か月間の契約期間として民間競争入札を実施しているところ。契約期間終了後の平成 24 年 4 月からの事業については、3 年 1 か月間の複数年契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている（2 期目）。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

なお、独立行政法人の事務・事業の見直しの中で同機構に様々な検討が求められ、その対応等で入札スケジュールに影響が生じ、結果として、平成 24 年 4 月から新規事業者による事業を開始することが困難となったため、6 月より新規事業者による事業を開始することとしている（24 年 4 月 1 日から 5 月末までの 2 か月間は、現行業者に随意契約で委託予定）。

1 事業評価を踏まえた変更【実施要項 20～21、27 頁】

【論点】

- ① 当該施設の目的が海外移住に関する知識の普及であることから、入館者を増やすための提案や特別展示等の提案に対する配点を高めることを検討すべきではないか。
- ② 民間事業者のモチベーションの向上の観点から、インセンティブの設定項目についても検討を加えるべきではないか。

【対応】

- ① 入館者を増やすための提案や特別展示等の提案に対する配点を変更した。
(30/200⇒40/180)
- ② インセンティブの設定を変更し、ディスインセンティブを新設した（下線部）。
 - ・入館者数、教育プログラム受講者数、HP アクセス件数に係る目標をすべて達成し、かつ入館者数の目標値の 10%以上を達成した場合に、契約金額（当該年度分）の 1%を付与するという現行のインセンティブに加え、教育プログラム受講者数、HP アクセス件数の目標値の 10%を超過した場合についてもそれぞれ契約金額(当該年度分)の 1%を付与

- ・ 入館者数、教育プログラム受講者数、HPアクセス件数のいずれかの項目について、目標値の10%以上下回った場合、契約金額（当該年度分）の1%を減額

2 その他の変更（インセンティブ・ディスインセンティブについて）【実施要項20～21頁】

【論点】

- ① 「平成24年4月以降、契約開始となる迄の期間の実績については、当該年度実績として、受注事業者の実績値の査定に組み込む」とあるが、妥当か。
また、実績の内容をより明確化すべきではないか。
- ② パブリックコメントで、「ディスインセンティブについては、民間事業者の責任に起因しない要因による臨時閉館や開館時間短縮などが発生した場合、目標値の調整が行われるのか」という質問に対し、「原則として目標値の調整は行わない」と回答しているが、理由が不明確ではないか。

【対応】

- ① 例年、4月、5月期は学校等の団体利用が多く、あらかじめ一定程度の安定的な入館者数が見込まれることから、現行業者の実績値を、受注業者の実績値とみなすことは問題ないことを確認した。
また、実績の内容は、当該期間における来館者数、教育プログラム受講者数、HPアクセス件数に係る実績値である旨、追記した。
- ② 「目標値は、過去の臨時閉館等の実績を考慮したうえで設定しているため、原則として目標値の調整を行わない」と回答することとし、理由を明確化した。

以 上